

第4章 具体的な取組

基本方針Ⅰ 夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進 ～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～



基本的方向（１）「確かな学力」の育成

「確かな学力」を定着させるためには、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ることが大切です。また、これらを活用して、主体的に学習に取り組む態度を身につけ、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育む必要があります。知識・技能の定着と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図りながら、義務教育9年間の学びの系統性・連続性を重視した小中一貫教育を通して、「確かな学力」を育成していきます。

施策① 系統性・連続性を重視した教育の充実

取組1 カリキュラム・マネジメントの充実

9年間を通じた系統性・連続性のあるカリキュラムを活用し、地域の教育資源・教材を生かした教育活動を実施し、教科横断的な学習に取り組みます。また、地域や家庭とともに協働し「地域とともにある学校づくり」を展開し、社会総がかりで子どもたちを育みます。

取組2 小中学校教員による連携の充実

小学校と中学校の教員が、校種を越えて学びのつながり、9年間の系統性・連続性を意識し、相互に授業研究を行い協働していく中で、互いの専門性を生かして指導内容の工夫や授業改善を図るとともに、子どもたちの興味・関心を高め、学力向上に努めます。また、小学校高学年での教科担任制を推進していきます。

施策② 学力向上をめざす取組の充実

取組1 基礎・基本の定着

全国学力・学習状況調査等などの調査結果から成果や課題等を適切に把握・分析し、習熟の程度に応じた指導や補充的・発展的学習を取り入れるなど、授業改善及び教員の指導力向上を図ります。また、少人数指導や同室複数指導を行い、授業中の個別の支援を充実させるとともに、児童生徒がそれぞれの学習進度や理解度に合わせて学べるA Iドリルを活用し、個々の習熟度に応じた課題に取り組むことで、基礎学力の定着を図ります。

取組2 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、1人1台端末を積極的に活用し、細やかな指導体制の充実を図ります。また、子どもたちが自ら主体的に考え、課題を発見し、多様な個性を活かしつつ他者と協働しながら学びを深められるよう、学習活動に応じた機会を提供していきます。

取組3 学習習慣の定着と家庭学習の充実

進んで学習に取り組もうとする態度を育成するとともに、学習習慣においても、小中9年間の継続性を重視した取組を進め、発達段階に応じた学習課題を設定します。また、基礎学力の向上、個に応じた学習の充実の視点から家庭学習の内容・方法の改善を図ります。

施策③ 外国語教育の充実

取組1 コミュニケーション能力の育成

授業で学んだ英語で積極的にコミュニケーションを図ることができる力を育成する~~ため~~~~ために~~、日常生活や身近な場面を想定し、コミュニケーションの目的や場面、状況を意識した言語活動を充実させます。また、外国人英語指導助手（ALT）等との~~ふれあい~~触れ合いや対話の機会を積極的に設け、オールイングリッシュで活動する「加東わくわく英語村」などの体験的な学習の場において、英語で発信する楽しさや言語や文化に対する関心を高め、実践的なコミュニケーション能力を育成します。

取組2 実践的な運用能力の育成

実践的な場面において、活用できる英語力を育成する~~ため~~~~ために~~、言語活動を重視した授業に取り組むとともに、市独自の英語ライセンス制度~~を~~の実施や、英語検定の検定料の助成により、~~一~~身につけた英語力を試す機会を提供し、児童生徒の英語力を把握・検証~~し~~することで指導の工夫改善に努めます。また、文字と音の関係を体系的に学び、読み書きの基礎を築く~~ため~~~~ために~~、小学校において「ジョリーフォニックス」を継続的に指導することで、中学校へのスムーズな接続を図ります。

施策④ 情報活用能力の育成

取組1 1人1台端末の活用推進

情報や情報手段を主体的に選択し、適切に活用していくための資質能力を育成する~~ため~~~~ために~~、年間指導計画を作成~~し~~することで、1人1台パソコンを活用した学習活動を計画的に実施します。

また、パソコンの基本的な操作の習得をはじめ、課題を解決するために、収集した情報の整理や交流、プレゼンテーション資料の作成などの活動を充実させます。~~また~~さらに、プログラミング教育を発達段階に合わせて行うことで、論理的思考力や問題解決能力の育成に努めます。

取組2 情報モラル教育の推進

情報を正しく判断し、適切に活用するとともに、責任をもって情報発信しようとする態度・能力を育成する~~ため~~~~ために~~、教育活動全体を通して情報モラル教育を推進します。

●指標

■ 成果指標

学校の授業が分かると答える児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象：小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		97.0	98.0	98.0	98.0	98.0
実績(%)	89.7					
達成状況						

学校の授業以外で、平日に1時間以上学習する児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象：小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		61.5	62.0	62.5	63.0	63.5
実績(%)	61.2					
達成状況						

英検3級取得率

(英語教育実施状況調査(国)対象：中3)

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		38.0	39.0	40.0	41.0	42.0
実績(%)	36.8					
達成状況						

パソコン等を活用し、収集した情報を整理して、自分の考えをまとめることができる児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象：小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		79.0	80.0	81.0	82.0	83.0
実績(%)	78.1					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード I-(1)-③		英検検定料助成を利用した中学生の割合 (実用英語技能検定(英検))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
実績(%)	88.8					

施策体系コード I-(1)-④		児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合 (学校における教員の情報化の実態等に関する調査(国))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		90.0	91.0	92.0	93.0	94.0
実績(%)	88.3					

基本的方向（2）夢や志をもち挑戦する力の育成

多様化・複雑化する現代社会において、子どもたちが自らの人生や社会をよりよく変えていくために、一人一人が自分の身近なことや社会の様々な問題に関心を寄せ、主体的に考え、多様な人々と協働して課題を解決したり、新たな価値を創造したりする力が求められています。ふるさと学習や地域社会との関わりを通して、ふるさと加東を愛し、誇りをもって行動し、地域へ貢献しようとする意欲を育てます。また、学年や校種を越えて活動することにより、子どもたちの主体性・創造性を高めるとともに、キャリア形成を図る取組を進めながら、夢や志をもって課題に挑戦していく力を育成します。

施策① キャリア教育の推進

取組1 基礎的・汎用的能力の育成

自己の将来像を描き、学ぶことや働くことの意義・役割などを理解し、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力である「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力を育成します。また、これらの能力をバランスよく育むツールである「キャリアノート」「キャリア・パスポート」を積極的に活用し、小学校から高等学校までの12年間を通したキャリア形成を図る取組を充実させます。

取組2 「かとう夢授業」の充実

芸術や自然科学、スポーツなどの分野で、専門の外部講師を招聘しることで、興味・関心の高まる活動や高度な技能を取り入れた授業などにより、学ぶ楽しさや憧れを実感し、主体的な学びを充実させます。また、プロの考え方や生き方に触れることで、夢に向かう力を育みます。

施策② 地域学習の充実

取組1 ふるさと学習「かとう学」を活用した学びの充実

ふるさとへの自信と誇りをもって行動し、地域へ貢献しようとする意欲を高めるために、ふるさと学習「かとう学」副読本を活用し、9年間を通したカリキュラムをもとに、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を充実させます。

また、義務教育9年間の系統性・連続性のある学習指導を軸として、教科横断的な学習により学びを深め、ふるさと意識の醸成を図ります。

取組2 地域人材活用による学びの充実

子どもたちの社会性を育成し、地域への愛着を醸成するなど「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校運営協議会と連携して地域人材を積極的に活用しることで、子どもたちの学びや体験活動を充実させます。

施策③ 子どもの主体性・創造性を高める活動の充実

取組1 縦と横のつながりを意識した交流

学年や校種を越えて共に活動する場を設定することで、集団の中で主体的に活動し、協働して物事に取組もうとする姿勢を育みます。また、異学年交流を積極的に取り入れることで、上級生へのあこがれや下級生への思いやりをもつことで、自分の将来を主体的に創造する子どもを育成します。

取組2 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

節目を意識した行事や発達に応じた課題を設定すること、また、地域との交流の中で、自らの成長を実感し、自分を高めようとする態度を育成します。そして、身近な課題を自分たちで解決する経験や様々な教育活動を通じて、自らが社会の一員としての自覚や社会形成に参画する態度を育成します。

●指標

■ 成果指標

将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合
(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		60.0	62.0	75.0	76.0	77.0
実績(%)	74.2					
達成状況						

難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦しようとしている児童生徒の割合
(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		76.5	77.0	77.5	78.0	78.5
実績(%)	76.3					
達成状況						

ふるさと学習を通じて、ふるさとを大切にしたいという気持ちが芽生えた児童生徒の割合
(児童生徒アンケート(市)対象:全学年)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		80.0	81.0	82.0	83.0	84.0
実績(%)	76.2					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード I-(2)-2		ふるさと学習「かとう学」を活用した児童の割合 (児童生徒アンケート(市)対象:全学年)				
年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		30.0	32.0	34.0	36.0	38.0
実績(%)	27.3					



基本的方向（3）「豊かな心」の育成

多様化・複雑化した社会において、変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活、人生をより豊かなものにしていくために、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、心の危機に気づく力などを育み、豊かな人間性を育成することが重要です。道徳の学習や多様な体験活動から、他者と協働して成し遂げる力を育てるとともに、子どもの発達段階に応じ、教育のあらゆる機会を通じて、「豊かな心」を育成していきます。

施策① 体験活動の充実

取組1 環境体験・自然体験・芸術体験活動の実施

主体的・自発的な体験活動を通して自立心を育み、自然や文化芸術に関わる体験を通して豊かな情操を培うため、ために、自然学校や修学旅行、体験型学習、芸術鑑賞活動などを実施します。

取組2 社会に触れる機会の充実

子どもたちが生涯にわたって自己の勤労観・職業観を醸成するとともに、公共の精神や協調性に基づく思いやりの心や責任感をもって行動する力を育むため、ために、職業体験活動（トライやる・ウィークなど）やボランティア活動などを実施します。

施策② 道徳教育の充実

取組1 道徳科授業の充実

児童生徒が多様な価値観に触れながら自己の考えを深めることができるよう、道徳科授業において「対話的な学び」を重視し、具体的な生活場面を題材に「多面的・多角的」な視点から意見を交流する場を充実させます。また、教員研修を実施し、指導方法や評価方法の工夫改善を図ります。

取組2 家庭・地域と連携した道徳教育の推進

学校における道徳教育について、家庭や地域の理解や協力を得ながら推進するため、ために、授業参観やオープンスクールの機会を捉え、道徳科の授業を公開します。また、「兵庫版道徳教育副読本」などを家庭で活用する機会を意図的に設定します。

施策③ 人権教育の充実

取組1 発達段階に応じた人権教育の推進

加東市人権教育カリキュラムを基本として、各学校人権教育カリキュラムに基づいて教科（社会科）、道徳、学級活動、総合的な学習の時間などを活用して、人権の歴史や人権問題などの知識の習得や、他者の痛みや感情を共感的に受容できるなどの人権感覚の会得により、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成します。

取組2 多様性を認め合う共生の心の育成

多様な個性や文化的・社会的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むとともに、共に生きようとする意欲や態度を育成します。そのために、多様な価値観に対する理解を図り、誰もが安心して過ごせる環境を整えていきます。

施策④ 生徒指導の充実

取組1 不登校への対応

児童生徒一人一人の個性の発見と、個々のよさや可能性の伸長及び社会的資質能力の発達を支える発達支持的生徒指導を推進します。「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫を行うとともに、児童生徒の状況に応じた「個別支援」を充実させます。また、教育支援センターや校内サポートルームの充実を図るとともに、不登校児童生徒支援施設（フリースクールなど）の利用について助成を行うことで、不登校児童生徒の居場所づくりに努めます。さらに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築することで、不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援します。

取組2 いじめ等への対応

安全で安心・安全な学校園づくりに努めるとともに、生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成）を取り入れた授業づくりを進め、学習指導と生徒指導の一体化を推進します。さらに、いじめをはじめとする、あらゆる差別や偏見を許さない態度や行動を育むとともに、関係機関と連携して、身近な差別を防止する取組を推進します。

取組3 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等の推進

児童生徒が悩みや困難に直面した際に、自らSOSを発信できる力を育む教育を推進し、**まず**、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携**することでも**、相談することや支援を求めることの大切さを指導します。**また**、1人1台端末内に兵庫県や国の相談窓口を掲載し、児童生徒へ周知**を行うことで、もまず**、児童生徒が**つらい時や苦しい時に一人で抱え込まず**、信頼できる人に助けを求める力を身につける**ことで**、問題への対処力や自己肯定感を高め**ながら**、安心して学びに向かえる環境づくりを進めます。

●指標

■ 成果指標

不安や悩みがあったときに、相談できる人がいる児童生徒の割合

（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値 (%)		93.0	93.5	94.0	94.5	95.0
実績 (%)	92.4					
達成状況						

人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年 度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		95.5	96.0	96.5	97.0	97.5
実 績 (%)	95.2					
達成状況						

自分には良いところがあると思う児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年 度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		77.0	77.5	78.0	78.5	79.0
実 績 (%)	76.7					
達成状況						

人が困っているときは、進んで助けていると思う児童生徒の割合(肯定的評価の数値を集計)

(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年 度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		92.5	93.0	93.5	94.0	94.5
実 績 (%)	92.4					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード I-(3)-①④		トライやる・ウィークにおける前年度不登校生徒の1日以上の参加率 (トライやる・ウィークアンケート(県)対象:中2)				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		76.0	77.0	78.0	79.0	80.0
実 績 (%)	75.0					

施策体系コード I-(3)-④		児童生徒の問題行動延べ人数(加害者の人数) (県)対象:全学年				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		580	570	560	550	540
実 績 (人)	597					



基本的方向（４）「健やかな体」の育成

子どもたちが生涯を通じて、生活習慣の確立や学校保健の推進などにより、心身の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、運動やスポーツに親しむ資質能力を育成する**ことが必要です必要があります。**

また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、教育活動全体を通じて食育を推進します。

施策① 体力・運動能力の向上

取組１ 体力・運動能力の向上を図る態度の育成

教科体育の系統的な学習指導の充実を図り、生涯にわたって運動・スポーツを楽しむ基礎を培うとともに、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る**ため、ために**、体力テストの分析結果を活用して、義務教育９年間を通じた中長期的な体力向上の取組を推進します。また、教員の指導力の向上や、運動部活動における指導の充実を図る**ため、ために**、地域との連携・地域人材の活用を推進します。

取組２ 運動やスポーツの習慣化

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質能力を育成するために、発達段階や発達の特性に応じた様々な遊びやスポーツを体験させ、自ら身体を動かす楽しさや心地よさを実感できる時間を確保します。

施策② 健康教育の推進

取組１ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

喫煙・飲酒・薬物乱用がもたらす未成年への健康の影響を理解し、正しい知識と意思決定、行動選択ができるようにする**ため、ために**、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。

取組２ 熱中症、感染症予防のための能力・態度の育成

熱中症や新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、風疹、麻しん**等**などの感染症について正しく理解**させし**、予防対策を実践する力を身につけさせる**ため、ために**、関係機関と連携し、適切な指導を行います。

取組３ 発達段階に応じた性に関する指導

発達段階に応じて、性に関する正しい知識を習得し、多様な性について理解を深めるとともに、自分や相手の人格を尊重した行動が取れるよう指導します。

施策③ 食育の推進

取組１ 楽しみのある学校給食の提供

地域の農作物や郷土食、行事食など、地産地消を取り入れ、地場産物に親しみをもち、食への興味・関心が高まる魅力ある学校給食を提供します。また、アレルギーとなる原材料を除去した食材の活用によ

り、できるだけ多くの児童生徒が同じものを食べられるようにしていきます。

家庭には、「かとうのこんだて」や「食育だより」を通して、児童生徒や保護者へ食に関する情報提供を行います。

取組2 学校給食を活用した食育指導

栄養教諭等により、各学校と学校給食センターが連携を図り、学校給食を活用した食育を推進します。小学校及び義務教育学校（前期）の児童には、食事を通じた豊かな人間性を築く食育指導を行うほか、親子活動と連携した食育活動を行い、保護者と児童への食への関心を高めます。また、中学校及び義務教育学校（後期）の生徒へは、喫食状況などの確認や、希望により食育指導を行います。

●指標

■ 成果指標

自主的に運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをする時間をもちたいと思う児童生徒の割合
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値 (%)		90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
実績 (%)	89.5					
達成状況						

規則正しい生活（早寝早起き）に気を付けて生活を送っている児童生徒の割合
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値 (%)		76.0	76.5	77.0	77.5	78.0
実績 (%)	75.5					
達成状況						

朝食を毎日食べている児童生徒の割合
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値 (%)		84.0	85.0	86.0	87.0	88.0
実績 (%)	83.1					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード	学校給食での市内産食材の使用割合（副食3品対象） （総合計画におけるまちづくり指標（市））					
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値 (%)		29.0	30.0	30.0	30.0	30.0
実績 (%)	19.3					



基本的方向（5）インクルーシブ教育の充実

個々の多様性を認め合い、包摂性のある共生社会の実現に向け、支援が必要な子どもが、その人らしく自立した生活ができるよう、一人一人の特性に合った生涯を見通した支援を行います。

施策① 特別支援教育の充実

取組1 発達相談

保健師・心理士・教育相談支援員等による相談や必要に応じて医師・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士等による相談、心理士による発達検査を実施し、保護者・関係機関職員に対して、必要な支援や指導についての助言を行います。

取組2 巡回相談

保育所・認定こども園、学校~~等~~などを巡回し、合理的配慮などについての指導助言を行います。また、大学教授や心理士~~等~~などの専門家による巡回指導を実施し、個別の教育的ニーズに応じた支援や指導についての助言を行います。

取組3 学校園における指導・支援の充実

保育士・保育教諭、小中学校教員、教育関係従事者への特別支援教育に関する研修により指導力向上を図ります。また、保育所・認定こども園、学校~~等~~などの教職員に対し、サポート研修を実施し、日々の関わりに活用できる支援や基本的な考え方について学ぶ機会を設けます。

施策② 支援の充実

取組1 療育事業

支援が必要な子どもに対し、成長を促し、集団生活に必要な能力を身につけるための支援を行います。個別療育では、保護者と相談しながら、子どもの発達上の困難に応じたプログラムを行い、集団療育では、他の人との関わりを学ぶプログラムを行います。

取組2 切れ目ない支援・みんなで支援

支援が必要な子どもの保護者に対してサポートファイルの作成を促し、家庭と関係機関が情報を共有するなど、一貫した支援を行います。また、発達障害に関する知識や理解を深め、適切な対応を学ぶことにより、共生社会の実現をめざす~~ため~~、~~ために~~、市民を対象に発達障害の基礎的な内容や就労に関する内容のサポート研修を実施します。

●指標

■ 成果指標

障害等により支援が必要な子どもに対する適切なサポートに不満がないと回答した割合

(無回答者を除く)

(総合計画に関する市民意識調査(市))

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		-	89.0	-	-	90.0
実績(%)	88.4					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード I-(5)-①		発達サポートセンターへの相談延べ件数(市調査)				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(件)		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
実績(件)	2,265					

※ R7 からインターネット申し込みによる受付の効率化を実施(R7 相談延べ件数見込み 1,735 件)

施策体系コード I-(5)-②		療育事業参加実人数 (個別・集団療育の参加実人数)				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		25	25	35	35	35
実績(人)	18					



基本的方向（6）幼児教育の充実

保育所及び認定こども園において、生活や遊びの体験を通して、心身の調和のとれた発達を図るとともに、一人一人の特性に応じた質の高い教育・保育環境の構築に努めます。また、教職員と保育士等が互いの連携・接続について意識を徹底し、幼児期から児童期の学びへの連続性を図ります。

施策① 就学前教育・保育の充実

取組1 保育所・認定こども園の充実

幼児教育・保育に加え、障害児等保育や特別支援教育の充実、多様な乳幼児への適切な教育・保育の提供体制を整えます。また、私立保育所及び認定こども園の施設整備等^等などに対し補助金を交付し、財政的に支援することで、教育・保育環境の充実を図ります。

取組2 就学前教育・保育の質の向上

保育士等を対象に「保育士等キャリアアップ研修」を実施し、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

施策② 幼小の連携・接続の強化

取組1 園児と児童の交流活動

子ども同士が、日常の活動の中で主体的に関わり、互いの良さを認め、学び合えるような交流活動を実施します。

取組2 園と小学校の相互参観・情報共有

公開保育や公開授業を通して相互参観を行い、事後検討会で子どもの成長や学びの姿を共有し、幼児期と児童期の円滑な接続をめざします。

取組3 幼小合同研修の充実

幼小の合同研修を通して、保育所・認定こども園、小学校が縦と横のつながりをもち、幼児期の遊びからの学びを可視化し、児童期の自覚的な学びへの連続性を図ります。

取組4 架け橋期カリキュラムの実施

幼児教育と小学校教育の関係者が、共通の視点を持ちながら連携・協働し、5歳児から小学1年生までの架け橋期のカリキュラムを作成し、教育内容や教育方法の充実を図ります。

●指標

■ 成果指標

教育・保育の機会の提供 待機児童数
 (保育所等利用待機児童数調査(国))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		0	0	0	0	0
実績(人)	0					
達成状況						

相互参観、合同研修参加者が、相互理解が深まったと回答した割合
 (参観、研修参加者アンケート(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		90.0	93.0	96.0	98.0	100.0
実績(%)	—					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード I-(6)-①		保育士等キャリアアップ研修の実人数				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		75	80	80	80	80
実績(人)	116					

施策体系コード I-(6)-②		相互参観の開催回数 (公開保育、公開授業実施状況調査(市))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(回)		4	4	5	5	5
実績(回)	0					

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備・充実



基本的方向（１）学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

教育委員会、校園長のリーダーシップのもと、学校園教育目標の共通理解を図りながら、教職員一人一人の能力・適性を生かした学校運営に努め、教職員全員が協力して組織的に取り組みます。

また、教職員がワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう、働きがいのある学校園づくりを推進します。

施策① 「チーム学校」の確立

取組１ いじめ・不登校等の未然防止・早期発見・早期対応

児童生徒の主体的な活動の推進として、児童生徒会・学園会活動^等などにおいて、児童生徒自らが主体的にいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける取組を推進します。また、教職員が居心地の良い学級づくりの研修を行うことで、児童生徒と教職員が両輪となり、一人一人を大切に作る学校・学級づくりをめざします。さらに、年間３回の学校生活を振り返る調査や月毎のアンケート調査、教育相談の実施などにより、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

取組２ 関係機関との連携

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センター、警察、福祉関係をはじめとする関係機関との連携を密にし、児童生徒が自他の個性・人権を尊重^しすることで、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする豊かな人間性を育む学校づくりを推進します。また、スクールロイヤーとの連携により、法的根拠に基づいた適切な対応を行うことで、諸課題の重篤化を防ぎます。

施策② 教職員研修の充実

取組１ 専門性と実践的指導力の向上

子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化していることへの対応や、新しい時代に求められる資質能力の育成など、様々な対応が求められています。教科指導研修、課題教育研修、教育課題チャレンジ事業、各教科部会研究授業^等などにおいて、積極的に授業公開・研究を行い、教職員の指導力向上をめざします。

取組２ キャリアステージに応じた研修

学校教育を取り巻く環境の変化に応じて新たな知識・技能^等などを身につけられるよう、教職員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を実施します。また、学校経営研修会、ミドルリーダー研修会、若手教員研修会において、常に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦できる教職員の育成をめざします。

施策③ 働きがいのある職場づくり

取組1 業務量の適切な管理とワーク・ライフ・バランスの推進

年次休暇の取得促進、各種休暇制度の周知、男性の家事・育児への参画など、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。また、管理指針の趣旨に合致した適正な勤務体制とするため、ために、教職員の在校時間を把握し、保護者や地域社会等などとの連携を図りながら働き方改革を推進します。

取組2 ハラスメントの防止

ハラスメント防止指針に基づいた教職員研修を行い、教職員と児童生徒の人格が尊重され、児童生徒が安心・安全で生き生きと学ぶことができる働きがいのある職場環境を推進します。ハラスメントはもとより、教職員の悩み事については、相談窓口の活用などを通じて、相談しやすい雰囲気醸成を図り、風通しの良い学校づくりを推進します。

●指標

■ 成果指標

学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合
(児童生徒アンケート(市)対象:全校生)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		93.0	93.5	94.0	94.5	95.0
実績(%)	92.3					
達成状況						

1か月の時間外在校等時間が平均45時間以下の教職員の割合
(各学校超過勤務集計報告(市)対象:県費教職員)

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		85.0	90.0	95.0	100.0	100.0
実績(%)	75.7					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード II-(1)-①		不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談指導等を受けている児童生徒の割合(担任以外の指導) (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(国)対象:全学年)				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		62.0	64.0	66.0	68.0	70.0
実績(%)	60.6					

施策体系コード II-(1)-②		自己研鑽のための研修に参加した教員の割合				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		50.0	52.0	54.0	56.0	58.0
実績(%)	—					

基本的方向（２）学校・家庭・地域の力を生かした教育の充実



保護者の子育ての不安感、負担感を軽減するために、子育て中の親子が児童館などで相互交流したり、保護者の子育てに関する不安や悩みを相談したりできる体制の充実を図ります。さらに、子どもたちの地域における学びの充実を図るとともに、家庭や地域の力を生かした「地域とともにある学校」づくり、地域全体で子どもを育てる環境づくりをめざします。

施策① 子育て相談・子育て支援の充実

取組１ 子育て親子の交流と育児相談・情報提供

児童館や青少年センター、地域子育て支援拠点~~等~~などにおいて、子育て中の親子の交流や子育ての悩み相談、情報提供などの実施や関係機関と連携体制を整えることで子育ての不安や負担感の軽減を図ります。

取組２ 「子育て」と「子育て」を支える講座の実施

子育て及び子育て支援に関する講座~~等~~などの実施と自主的な子育てグループの活動を支援するとともに、様々な講座~~等~~などを通じて、親子のふれあい触れ合いや保護者同士の交流を促進します。

施策② 学校・家庭・地域の連携と協働

取組１ 地域学校協働活動の推進

地域と学校がパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を推進する~~ため、ために~~、その意義や目的について保護者や地域に啓発を進めるとともに、多くの市民が活動に参画する体制を整え、活動の充実を図ります。

取組２ 部活動地域展開の体制整備

将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する~~ため、ために~~、指導者や活動団体の確保、活動団体の認定制度の整備、活動場所の確保など、様々な課題の解決に取り組むとともに、関係者の理解を促進し、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障します。

施策③ 地域とともにある学校づくり

取組１ 地域との連携・協働による学校運営

PDCAサイクルを踏まえた目標及び評価項目や指標を設定し、自己評価、学校関係者評価を行い、評価結果について保護者や市民へ公表し、学校・家庭・地域が目標や課題を共有することで、地域との協働による学校教育活動を推進します。

取組２ 社会に開かれた教育課程の推進

学校便りやオープンスクール、ホームページなどで学校の教育活動を情報発信するとともに、地域交流~~等~~などを通じて、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える教育を推進します。

取組3 コミュニティ・スクールとしての新しい学校づくり

学校運営協議会を通じて、学校・家庭・地域が学校運営について熟議、協働し、地域学校協働活動本部と連携しながら、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進します。

取組4 地域での安心・安全を見守る体制づくり

各学校のPTA、PTCAや見守り隊による交通立ち番活動や青色パトカーでの巡視により、児童生徒の登下校の安全を確保し、地域の安心・安全を育む活動に取り組みます。

施策④ 子どもたちの安心・安全の確保

取組1 防災教育の推進

児童生徒が、災害から自らの生命を守るために主体的に行動することができるよう、地域の災害特性や発生が予想される災害の種類に応じた実践的な防災教育（訓練）を地域や市防災課、消防署などと連携して実施します。また、震災の経験や教訓を語り継ぎ、阪神・淡路大震災や身近な災害に関連する防災教育を実施することで、助け合いやボランティア精神など共生の心を育みます。

取組2 交通安全教室・防犯教室等を通じた安全意識の向上

警察や青少年センターなど関係機関と連携して、交通安全教室や防犯教室を行い、登下校の交通安全並びに不審者対策などにおける安全教育の充実を図ります。

●指標

■ 成果指標

地域や家庭での子育て支援の取組について満足とを感じる市民の割合
 （総合計画に関する市民意識調査（市））

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	19.0	—	—	22.0
実績(%)	16.4					
達成状況						

家の人と交通安全や防災について話をしたことがある児童生徒の割合
 （児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		72.0	74.0	76.0	78.0	80.0
実績(%)	70.8					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード II-(2)-①		児童館への来館者数				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		40,202	40,391	40,108	39,778	39,678
実績(人)	67,899					



基本的方向（3）よりよい学校環境の整備・充実

小中一貫校開校に向けた学校施設や運営体制の整備、学習基盤であるICT機器等などの適切な維持管理など、学校環境の整備を推進し更なる充実を図ることで、子どもたちの安心・安全を確保しつつ、質の高い学びと快適な学校生活の実現をめざします。

また、家庭の経済的な事情に関わらず、すべての児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備します。

施策① 小中一貫校開校に向けた教育環境の整備

取組1 滝野地域小中一貫校開校準備委員会の運営

従来の6・3制にとらわれず、義務教育9年間を発達段階に応じた、きめ細やかな4・3・2制を行う小中一貫校にふさわしい教育環境などを、各地域の代表者や学校関係者、保護者等で組織する小中一貫校開校準備委員会において開校まで協議します。

また、開校後においては、小中一貫校開校準備委員会を新しい組織である「学校運営協議会」へ移行し、継続的に学校運営について協議していきます。

取組2 滝野地域小中一貫校の整備

令和10（2028）年4月の開校をめざして、計画的に整備を進めていきます。なお、建設工事にあたっては、現中学校の学習環境へ配慮しながら施工します。

施策② 学校施設や教材等の整備・充実

取組1 学校施設の整備・管理

安全で快適な学校生活を推進していくために、既存の学校施設をはじめ、開校した小中一貫校の適切な整備・維持管理を実施します。

取組2 ICT環境の充実

校内のインフラについては、全教室において高速かつ安定したネットワークの維持管理を行い、快適な学習環境を提供します。

学習者用端末については、一定の更新サイクルを設けるとともに、予備端末を常備し、故障時にも学習が滞らない運用を行います。

施策③ 就学に関する支援の充実

取組1 遠距離通学と教育費への支援

小中一貫校開校により遠距離通学となる地区の児童等に対してスクールバスを運行し、遠距離通学を支援します。

また、小中学校の給食費を無償化するとともに、通学用ヘルメットや学用品費等などの費用の一部を支援することで、就学に係る保護者の経済的負担を軽減します。

●指標

■ 成果指標

学校の施設や設備等が充実していると思う児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象:全学年)

年 度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		95.0	95.0	96.0	96.0	96.0
実 績(%)	94.4					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード II-(3)-②		ICT環境(学習者用端末)の更新 (端末整備・更新計画(市))				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(台)		1,250	300	300	維持管理 更新	維持管理 更新
実 績(台)	—					

基本方針Ⅲ 人生 100 年を通じた生涯学習の推進



基本的方向（1）多様な学習機会の充実

生涯にわたって学び続けられる機会を確保し、仲間とつながりながら楽しく学び、活動ができる場や学習成果を発表する場を設けます。また、学習活動が快適に実践されるよう、施設の適切な管理運営に努めます。

施策① ライフステージに応じた学びの充実

取組 1 高齢者大学の実施

高齢者が日々の暮らしにおける知識と交友の輪を広げ、いつまでも元気で生きがいのある生活を営むことができるよう、教養性・社交性・実用性を重視した学習の機会を提供します。

取組 2 成人を対象とした講座の開催

公民館に足を運ぶ機会の少ない青年・壮年世代をターゲットに、学校を卒業しても学びを重ねられるよう、様々なニーズに合わせた学習や体験の機会を提供します。

取組 3 青少年健全育成への支援

青少年の心と体への健全な発達を促し、自主性や社会性、正義感や倫理観をもった豊かな人間性を育成する**ため、ために**、加東市子ども会育成連絡協議会やボーイスカウト**等**などの団体へ補助金を交付し、団体主導による自主的かつ主体的な活動を支援します。

取組 4 子どもへの多様な学びの提供

野外活動や創作活動、文化活動**等**などの体験学習の機会を通して、異年齢や学校外の子どもたち、地域の大人たちとともに活動することで、社会性や自主性を育む機会を提供します。

施策② 学習活動の支援と担い手の育成

取組 1 サークル活動への支援

一人一人の可能性を最大限に生かすための学びの環境を整備し、多様な学習機会及び発表の場を提供するとともに、サークルの自主的活動を支援します。

取組 2 生涯学習サポーター倶楽部の充実

青少年を始めとする市民を対象とした様々な学習活動・体験活動の実施に際し、各活動が安心・安全かつ有意義なものとなるよう、生涯学習サポーター（活動支援スタッフ）による支援体制の充実を図ります。

施策③ 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

取組1 適切な維持管理・運営

「公共施設等総合管理計画」に基づき適切な施設管理を行うとともに、施設の老朽化による維持管理経費の負担増が見込まれることを踏まえ、修繕個所の早期発見・早期対応による効率的な管理運営を行います。また、各図書館の施設を有効に活用し、市民の憩いの場としての図書館の在り方を検討します。

●指標

■ 成果指標

高齢者大学での学びが役立ったと回答した人の割合

(参加者アンケート調査(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		94.4	94.9	95.4	95.9	96.4
実績(%)	93.4					
達成状況						

成人を対象とした講座の内容が役立ったと回答した人の割合

(参加者アンケート調査(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
実績(%)	97.8					
達成状況						

参加した教室等の内容がよかったと回答した子どもの割合

(参加者アンケート調査(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
実績(%)	99.4					
達成状況						

施設設備について満足していると回答する施設利用者の割合

(利用者アンケート調査(市))

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		80.0	80.0	82.5	82.5	85.0
実績(%)	77.3					
達成状況						



基本的方向（２）人権教育・啓発の推進

「第２次加東市人権尊重のまちづくり基本計画」（令和２（２０２０）年度から令和 11（２０２９）年度まで）に基づき、市民一人一人が、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、生涯にわたって主体的に学び続け、人権文化が根づいた共生社会の実現をめざします。また、差別に気づき、差別をなくす実践力が高められるよう地域社会や職場において人権教育・啓発を推進します。

施策① 地域社会における人権教育・啓発の推進

取組１ 市民の学習活動の支援

様々な人権問題に対して、多様な学習方法や教材の提供による学習機会の充実を図るとともに、地域における人権啓発活動を推進するリーダーを育成することで、市民の主体的な学習活動を支援します。

取組２ 加東市人権・同和教育研究協議会の活動支援

加東市人権・同和教育研究協議会による学習会などの活動を支援します。また、部落差別をはじめとして、様々な人権問題に対し、~~人権・同和教育の充実を図りながら、問題解決を図ります。~~の解決に向けて人権教育・啓発の充実を図ります。

取組３ 人権に関する講演会等の開催

人権啓発活動や様々な人権問題をテーマとした講演会などを開催し、住民意識の高揚に努めます。

施策② 職場における人権教育・啓発の推進

取組１ 加東市企業人権教育協議会の活動支援

加東市企業人権教育協議会の活動を支援し、企業・事業所の社会的責任を果たす取組を促進します。

●指標

■ 成果指標

人権を日常的に意識している市民の割合
（総合計画に関する市民意識調査（市））

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	83.0	—	—	84.0
実績(%)	81.0					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード III-(2)-①		加東市民人権講座の修了者の割合 （総合計画におけるまちづくり指標（市））				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		64.0	65.0	66.0	67.0	68.0
実績(%)	62.7					

施策体系コード Ⅲ-(2)-②		加東市企業人権教育協議会への加入事業所数 (第4次加東市人権尊重のまちづくり実施計画の取組指標(市))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(者)		93	93	94	94	95
実績(者)	92					

基本的方向（3）文化芸術の振興

市民の暮らしや地域の中に文化芸術が息づくよう、地域における多彩な活動の場を利用して、市民自らが行う文化芸術活動を幅広く支援するとともに、広く市民に発信することで、文化芸術活動を実践する層の拡大を図ります。

施策① 文化芸術活動の継承・創造

取組1 文化芸術活動の場及び体験できる機会の提供

文化芸術の活動に世代を超えて気軽に参加できる場を提供するとともに、各種公演の鑑賞により、優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民の文化芸術についての理解と関心を深めます。

取組2 文化賞表彰及び文化芸術賞賜金の授与

文化芸術部門で全国大会や国際大会に出場、出展、または優秀な成績を収められた方や、文化芸術の振興に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体に対して表彰または賞賜金を授与することで、文化芸術の振興を図ります。

施策② 文化芸術団体への支援

取組1 文化芸術団体の活動支援（部活動地域展開含む）

市の文化芸術の振興の~~ため~~ために、文化芸術団体へ補助金を交付し、文化芸術団体主導による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援します。

また、部活動地域展開により子どもたちの新たな活動の場となる「地域クラブ活動」が持続可能な活動となるよう、指導者や活動場所の確保など、必要な支援を行います。

●指標

■ 成果指標

芸術・文化に関する施策が重要と回答する市民の割合

（総合計画に関する市民意識調査（市））

年 度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値 (%)		—	71.5	—	—	75.0
実 績 (%)	66.4					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード		Ⅲ-(3)-①	公募美術展の延べ来場者数及び応募点数				
年 度		基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目 標 値	来場(人)		1,950	2,100	2,250	2,400	2,550
	応募(点)		400	410	420	430	440
実 績	来場(人)	1,672					
	応募(点)	380					

施策体系コード		Ⅲ-(3)-②	加東市文化連盟及び加東市美術協会の各団体が主催する事業への参加人数				
年 度		基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)			2,500	2,530	2,560	2,590	2,620
実 績(人)		2,505					



基本的方向（４）文化財の保護と活用・継承

地域の貴重な財産として、文化財を適切に保護・保存し、継承します。また、歴史と文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを培うため、ために、資料館等などを有効に活用するとともに、多様なイベントなどにより郷土の文化財を広く公開し、価値や魅力を発信します。

施策① 文化財の保護

取組１ 文化財の調査と保護活動

市内に残された歴史資料の保存にあたり、指定文化財の管理・修理の支援や潜在的な文化財の掘り出しを行うとともに、文化財の寄贈・寄託を受け、調査と保護活動を実施します。

取組２ 埋蔵文化財の保護

貝塚、古墳、城跡、旧宅等などの「遺跡」をはじめとする埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財）を包蔵する土地において開発行為が行われる場合には、文化財保護法に基づき、照会・調査等などの手続きを適切に実施して、埋蔵文化財を保護します。

施策② 文化財の活用と継承支援

取組１ 文化財の活用・普及啓発

市民が文化財に親しみ、愛着をもつ機会の充実を図るため、ために、インターネットや新聞等などのメディアを通じて文化財の情報を広く周知するとともに、見学会、文化財企画展、講座等などを開催することで、文化財の活用と普及啓発を推進します。

取組２ 後継者育成への支援

伝統文化の担い手が減少していく中、指定文化財を後世に継承していくため、ために、無形民俗文化財に係る後継者育成を支援します。

施策③ 資料館等の活用・運営

取組１ 加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の管理運営

本市の重要な歴史的、文化的資産を身近に感じられるよう、加古川流域滝野歴史民俗資料館及び三草藩武家屋敷旧尾崎家を適切に運営し、文化財資料を公開します。

●指標

■ 成果指標

加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の来館者満足度
(来館者アンケート調査(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
実績(%)	97.9					
達成状況						



基本的方向（５）生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現できるよう、子どもたちがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、成人になっても運動習慣が継続できるように環境を整備します。さらに、スポーツを通して多くの市民が交流できる機会を創造することで地域コミュニティの活性化を図ります。また、スポーツ推進委員や指導者を育成し、生涯スポーツの普及と振興をめざします。

施策① 生涯スポーツの振興とコミュニティづくりの支援

取組１ 多世代交流ができる機会の提供

幅広い年代の方々がスポーツを通して交流できる機会を提供する~~ため、~~ために、地区親善によるスポーツ大会を開催するほか、スポーツ推進委員の協力により、ウォーキング~~等~~などのスポーツイベントを企画運営し、アフターコロナ社会における新たな生涯スポーツの振興をめざします。

取組２ 加東伝の助マラソン大会の開催

市民の健康・体力づくり及びスポーツを通じた市民相互の理解や親睦を深める~~ため、~~ために、加東伝の助マラソン大会を開催します。

取組３ スポーツに触れる機会の創出

子どもたちがスポーツを始めるきっかけ作りや運動が好きになる機会を創出する~~ため、~~ために、スポーツ教室やスポーツイベントを開催します。

施策② スポーツ活動への支援

取組１ 各種スポーツ団体等への活動支援（部活動地域展開含む）

市民の心身の健全な発達や体力の向上及びスポーツ文化の進展を図る~~ため、~~ために、各種団体の目的達成に必要な活動に係る経費を補助し、支援します。

また、部活動地域展開により、子どもたちの新たな活動の場となる「地域クラブ活動」が持続可能な活動となるよう、指導者や活動場所の確保など必要な支援を行います。

取組２ スポーツ表彰及びスポーツ賞賜金の授与

スポーツで全国大会や国際大会への出場、または各種大会で優秀な成績を収められた選手及び団体、またスポーツの振興に貢献し、その功績が顕著な選手及び団体に対して表彰又は賞賜金を授与することで、スポーツの振興を図ります。

施策③ スポーツ指導者の育成

取組１ スポーツ指導者の育成

各種スポーツ大会の運営、生涯スポーツの普及と振興をめざし、指導者の育成を図ることで、多様なニーズに応えられる体制づくりを進めます。

●指標

■ 成果指標

スポーツ活動の支援が重要と回答する市民の割合

(総合計画に関する市民意識調査(市))

年 度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	80.0	—	—	85.0
実 績(%)	75.7					
達成状況						

スポーツ活動の支援に満足していると回答する市民の割合

(総合計画に関する市民意識調査(市))

年 度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	25.0	—	—	40.0
実 績(%)	14.2					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード Ⅲ-(5)-①		加東伝の助マラソン大会の参加人数				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		1,070	1,080	1,090	1,100	1,110
実 績(人)	1,061					

施策体系コード Ⅲ-(5)-③		スポーツ推進委員の人数				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		20	21	22	23	24
実 績(人)	20					



基本的方向（6）図書館サービスの充実

市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった要求に応えるため、魅力ある蔵書の確保に努め、市民への資料提供や情報提供を行います。また、市民へ本との出会いや読書に親しむ機会を提供し、多種多様な本との出会いによる市民の知識欲や学習欲に応え、学びが心や暮らしを豊かにする図書館サービスを行います。

施策① 魅力ある蔵書の整備と資料提供の充実

取組1 資料の収集（図書・リクエスト図書・郷土資料・雑誌等）と蔵書の整備

利用傾向に応じた図書やリクエストのあった図書を購入し、魅力ある蔵書構成に努めます。また、加東市や周辺地域に関する資料を積極的に収集するとともに、所蔵している郷土行政資料の保存・提供を継続するため、資料の修繕や電子データの作成を行います。

取組2 資料提供の充実

市立図書館の基本的な役割である「貸出を中心とした資料提供」を最重点業務とし、市民の要求に応える予約・リクエストサービスを含め、多様な資料提供の充実を図ります。

施策② 図書館利用の推進

取組1 読書活動推進事業の実施

幼児・小学生に絵本等などの読み聞かせをする「おはなし会」をはじめ、市民の学びや読書のきっかけとなるよう、市民参加型の行事を催します。

取組2 幼少期から本に親しむ環境づくり

健康課と連携し、4か月児健診時に「ブックスタート」として、赤ちゃんとその保護者に絵本の読み聞かせを行い、読み聞かせの意義を伝えます。また、その場で絵本をプレゼントすることで、家庭でもすぐに絵本を手にとり、赤ちゃんに読んであげられる環境をつくとともに、家族で絵本を楽しむことで図書館の利用につなげます。

取組3 学校との連携

児童生徒の発達段階に応じた図書の確保に努めるとともに、学校と緊密な連携、協力を保ち、児童生徒が自ら学ぶ場としての利用を高めるよう努めます。全加東市立学校に、司書が選んだ図書を届ける「おとどけ図書館」や、加東市立小学校3年生を対象に、図書館内の見学と自身の「としょかんカード」を作って図書を借りる体験をする「おでかけ図書館」を実施し、児童の図書館利用を促進します。

取組4 図書館利用が困難な市民への対応

高齢者をはじめ、交通手段が無いなどの図書館利用が困難な市民に対応するため、宅配サービスの充実を図ります。

●指標

■ 成果指標

貸出密度（市民一人当たりの年間貸出冊数）

（公共図書館調査（日本図書館協会））

年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値（冊）		11.2	11.2	11.3	11.3	11.3
実 績（冊）	11.1					
達成状況						

予約（リクエスト含む）対応件数

（公共図書館調査（兵庫県図書館協会））

年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値（冊）		50,480	50,500	50,520	50,540	50,560
実 績（冊）	50,468					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード Ⅲ-(6)-①		利用者数に占める市内利用者数の割合				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値（％）		64.0	64.1	64.2	64.3	64.4
実 績（％）	63.9					

施策体系コード Ⅲ-(6)-②		読書活動推進事業の実施回数				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値（回）		22	22	23	23	23
実 績（回）	21					

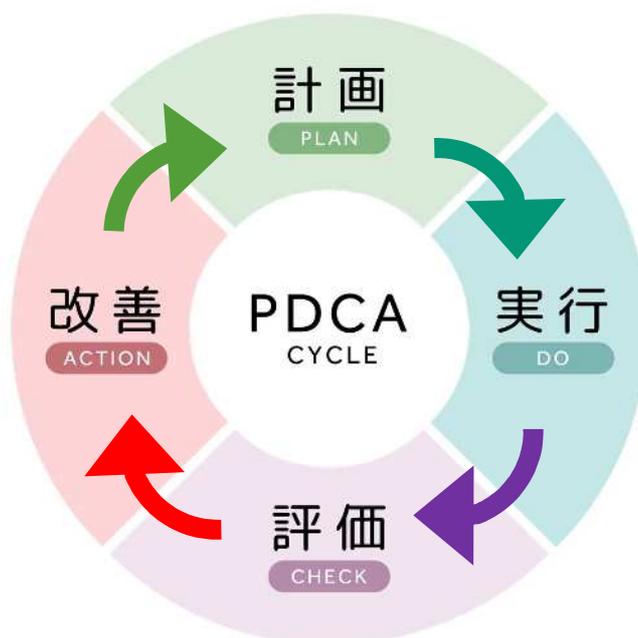
第5章 計画の推進

1. 計画の推進

第4期計画の推進にあたっては、学校、地域社会、家庭が連携・協働して、具体的施策に取り組んでいきます。第4期計画の着実な推進に向け、基本的方向ごとに設定した「成果指標」や「取組指標」により取組成果の可視化を図ります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行います。その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表します。この点検と評価の結果は、PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)の考え方に基づき、次年度以降の施策の改善に生かすよう努めます。

なお、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改正など、教育を取り巻く状況の変化に応じて、随時、計画の内容を見直します。



参考資料

1. 用語解説

ア行

ICT

ページ

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（情報技術）に、情報通信を表す（コミュニケーション）を加えたもの。

生きる力

ページ

変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「知・徳・体のバランスのとれた力」のこと。

「知・徳・体」とは、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断・表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力のことです。

eスタートプログラム（就学移行支援プログラム）

ページ

支援が必要な年長児の子どもを対象に、就学前に学校生活がイメージできるようなプログラムを体験し、スムーズに学校生活に移行できるよう支援する療育事業。

インクルーシブ教育

ページ

人間の多様性の尊重や障害者の社会参加を目的として、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶこと。

ウェルビーイング

ページ

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

英語ライセンス制度

ページ

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や態度を育成することを目的とする本市独自の制度。

本市が作成した教材「加東市レッスンブック」を授業や家庭学習で活用して力をつけるとともに、スピーキングテストを含んだ「かとう英語ライセンス検定」を実施して英語力を評価し、学習の励みとするものです。

ALT

ページ

Assistant Language Teacher の略。日本人の教員とともに外国語の授業を行う外国語指導助手。本市では、小学校、中学校、義務教育学校で英語の指導に従事しています。

SDGs

ページ

Sustainable Development Goals の略。2015 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標。

持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）から構成されています。目標には、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21 世紀の世界が抱える課題を包括的に挙げています。

おでかけ図書館

ページ

小学生を対象に図書館の見学と図書カードを作って図書を借りる体験を提供する取組。

おとどけ図書館

ページ

市立小中学校、義務教育学校へ図書を届ける取組。

力行

学校運営協議会

ページ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会が学校に設置する機関。保護者代表や地域住民などで構成され、学校運営やその支援について協議・参画することで、地域と学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざすものです。

加東スタディライフ

ページ

本市独自の自主学習を支援する事業。

教員免許保有者、教員をめざす学生等の地域人材を指導員として、夏季・冬季休業中にそれぞれ小学校 5・6 年生、中学校 3 年生を対象（義務教育学校における該当学年を含む）に、各学校施設に自主学習室を設けて学習の機会を提供しています。

加東わくわく英語村

ページ

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性などを身につけることを目的とする本市独自の事業。

夏季休業中に、英語指導助手（ALT）との活動を通して、英会話や異文化について学びます。

かとう和食の日

ページ

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることや記念日に制定されていることから、11 月 24 日を、市を挙げて和食に親しめる日として定めています。

カリキュラム・マネジメント

ページ

各学校において、児童生徒、学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容を教科横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていく

ことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

GIGAスクール構想 ページ

児童生徒への1人1台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもの力を最大限に引き出す学びの実現をめざす構想のこと。

義務教育学校、義務教育学校前期課程、義務教育学校後期課程 ページ

学校の校種として、小学校、中学校、義務教育学校などがあり、義務教育学校は、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一つの学校として一貫して行います。その小学校課程を前期課程、中学校課程を後期課程とといいます。

令和3年4月に東条学園小中学校は義務教育学校として開校しました。

キャリアノート ページ

キャリア発達を促す様々な学習経験や活動の記録などを児童・生徒自身が書き込むノートで、教職員が児童・生徒の成長や変化を定性的・定量的に評価し、一人ひとりの指導・支援に役立てるための重要な資料。

現在のキャリアノートは、次学年に引き継ぐものとして活用しています。

キャリア・パスポート ページ

キャリアノートの内容をもとに、毎学期末に振り返りを行う際に活用するもので、各学年1～2ページの分量となっている。小学校から中学校、高等学校へと校種間を引き継ぐものとして活用しています。

合理的配慮 ページ

障害のある人の人権が、障害のない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害の特性や困り事に合わせて行われる配慮のこと。学校教育においては、教員、支援員等による支援体制、施設・設備の整備、個別の教育支援計画や個別の指導計画による支援、適切な教材の提供など、個々の障害の状況に応じて個別に必要とされる配慮のこと。

個別最適な学び ページ

指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、ICT環境の活用、少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を進めていくこと。

コミュニティ・スクール ページ

学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者や地域住民が子どもの教育に対する目標やビジョンを共有し、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。「学校運営協議会」を参照。

サポートファイル [ページ](#)

支援が必要な子どもについて、切れ目のない支援を行うために、必要な支援や特性についての情報を個別にまとめたもの。個別の教育支援計画のこと。

主体的・対話的で深い学び [ページ](#)

新学習指導要領に位置付けられている、児童生徒に必要な資質・能力を育むために、学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点。子どもたち一人一人が、予測できない変化に主体的に向き合って関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていくために重要とされている。

生涯学習サポーター倶楽部 [ページ](#)

青少年を始めとする市民を対象とした学習活動や体験活動において、個々が培ってきた知識や技能、経験を活かし、活動支援や指導的な役割をしていただける熱意ある個人及び団体を登録し派遣する制度。

生涯学習社会 [ページ](#)

国民一人一人が、生涯にわたって、いつでも自由に学習機会を選択肢、学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会。

情報モラル [ページ](#)

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度のこと。

食育 [ページ](#)

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できる人を育てる教育。

小小交流・小中交流 [ページ](#)

小学校同士または小学校と中学校が、小中一貫校開校（滝野地域）に向けて、互いに、情報交換や交流活動を行うこと。

小中一貫教育 [ページ](#)

小学校と中学校が、「めざす子ども像」を共有し、義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、系統性・連続性のある指導を行う教育。

ジョリーフォニックス [ページ](#)

英語の読み書きの基礎を習得するために体系化された学習方法。楽しく多感覚な方法で文字と音を学びます。

自己肯定感 ページ

「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」など自己に対して肯定的な評価を抱いている状態の感覚、感情。

自己有用感 ページ

「他人の役に立った」「他人に喜んでもらった」など自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚。

相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なります。

小学生チャレンジスクール ページ

青少年の健全育成を促進するために、地域住民・企業・団体などの支援の下、学校や学年の異なる子どもたちが、土・日曜日や長期休業日に行う普段できない野外活動や体験活動のこと。

人生100年時代 ページ

英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した言葉で、100歳を超えて生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。

日本では、平成29（2017）年9月に「人生100年時代構想会議」が設置され、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインを検討しています。人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

スクールカウンセラー ページ

児童生徒や保護者に対して、心理に関する専門的な知識を生かして支援するため学校に配置されている専門スタッフ。

スクール・サポート・スタッフ ページ

学校の教員の業務の中で、教育職員免許を必要としない資料作成や授業準備などを行うことで、教員をサポートする教員業務支援員。

スクールソーシャルワーカー ページ

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門スタッフ。

子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決に向けて支援します。

スポーツ推進委員 ページ

スポーツの推進のための事業の実施に関する連絡や調整、住民に対するスポーツの実技の指導や助言などを行う者。

絶対人権感覚

ページ

知識として人権を理解するのではなく、「絶対音感」のように、感性的に刷り込まれる人権感覚であり、感性が著しく発達する幼児期に人権尊重の基礎である「やさしさ」や「思いやり」を身につけることで、違いを認め合い、「違いを違いと思わない」という人権感覚を持つことが可能になるといわれています。

全国学力・学習状況調査

ページ

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで教育施策の効果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とした調査。

Society 5.0

ページ

Society5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

内閣府が、「第5期科学技術基本計画」において、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していくという意味を込めて提唱しています。

また、超スマート社会を「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義し、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿として共有し、めざす未来像としています。

夕行

待機児童

ページ

保育所などへの入所資格があるにもかかわらず、保育所が不足していたり定員がいっぱいであったりするために、入所できずに入所を待っている児童。

確かな学力

ページ

知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等をまでを含めたもの。

多文化共生

ページ

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地産地消

ページ

地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

チーム学校

ページ

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校。

ナ行

ナーサリールーム

ページ

早い時期に小集団に参加することが望まれる、支援が必要な未就園の子どもとその保護者を対象に、親子遊びを通して心身の発達を促す療育事業。

認定こども園

ページ

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）や、地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育てで不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設。

ハ行

PDCAサイクル

ページ

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、計画や実施体制を見直し、継続的に改善していく手法のこと。

プログラミング教育

ページ

プログラミングの体験を通して、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力（プログラミング的思考）や情報活用能力を育成することを目的とした教育。

ペアレントトレーニング

ページ

支援が必要な子どもの「行動」に焦点をあて、関わり方や育て方を学ぶための保護者向けの支援プログラム。

マ行

学びの連続性

ページ

子どもの学びが、幼児教育から小学校教育へと、途切れることなく滑らかにつながっていること。

ヤ行

ヤングケアラー

ページ

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

支援が必要な小学校及び義務教育学校の低学年の子どもを対象に、書く力・見る力・バランス感覚等授業で必要となる土台を身につけ、日常生活におけるコミュニケーションが円滑に図れるように支援する療育事業。

2. 教育基本法

○教育基本法

(平成十八年十二月二十二日)

(法律第一百二十号)

第百六十五回臨時国会

第一次安倍内閣

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章教育行政（第十六条・第十七条）

第四章法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

3. 加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

○加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成22年3月9日

告示第14号

改正 平成30年3月30日告示第46号教育基本法をここに公布する。

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、加東市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、加東市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育委員会委員
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市民を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が完了した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育総務課において処理する。

(平30告示46・一部改正)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

4. 教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、役職は開催当時)

区 分	策定委員会役職	氏 名	所 属
学識経験者		別 惣 淳 二	兵庫教育大学
教育委員会	委員長	田 中 寿 一	加東市教育委員会
		後 藤 純 子	加東市教育委員会
学校関係者		神 田 英 昭	加東市小学校長会
		稲 継 健太郎	加東市連合PTA
社会教育関係者		安 原 一 樹	加東市社会教育委員の会議
	副委員長	石 井 博 昭	加東市スポーツ協会
		山 羽 勲	加東市人権・同和教育研究協議会
市が必要と認める者		竹 内 貞 美	加東市連合婦人会
		藤 川 憲 二	加東市区長会
市民を代表する者		高 橋 憲 司	公募委員
		竹 内 守 男	公募委員

5. 計画策定の経過

開催日等	内容
令和7年 5月27日	市長から加東市教育振興基本計画策定委員会へ諮問
令和7年 6月20日	第1回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・加東市の教育の現状及び第3期教育振興基本計画の成果と課題について協議
令和7年 8月 8日	第2回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・骨子案（基本理念、基本方針、施策体系）について協議
令和7年10月 9日	第3回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・素案について協議
令和7年11月18日	第4回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期加東市教育振興基本計画（案）について説明
令和7年12月 3日	総務文教常任委員会 ・第4期加東市教育振興基本計画（案）について説明
令和7年12月15日から 令和8年 1月15日まで	パブリックコメントの実施
令和8年 2月12日	第5回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・第4期加東市教育振興基本計画（案）の決定
令和8年 3月 予定	加東市教育振興基本計画策定委員会から市長へ答申
令和8年 3月 予定	第4期加東市教育振興基本計画の策定